

○ブリにおける漁獲量等の任意報告について

1 経緯

令和6年3月19日に開催されたブリの第2回ステークホルダー会合の結果として、「令和6年7月から、任意の漁獲量等の報告を行い、令和7年4月からステップ1に入ること」がとりまとめられた。東京都では近年の漁獲は少ないものの、過去には島しょ部を中心にまとまった漁獲があったことから、今後の魚群回遊の可能性に備え、漁業者及び漁協に対し任意の漁獲量報告への協力を依頼する。

2 任意報告に際して必要な対応

① 漁獲報告（参考様式1）

漁獲があった場合、一月分まとめて都道府県（水産課）に任意の漁獲報告を実施（翌月10日まで）。

② 漁業者から代理人（漁協）への委任状の提出（参考様式2）

漁獲報告は漁業者本人が都道府県（水産課）あてに行う必要があるが、漁協や漁連を代理人として報告を委任することで、漁協又は漁連から都道府県あてに報告を行うことができる。

すでにTAC報告を行っている特定水産資源（くろまぐろ、まさば及びごまさば、まあじ）の報告で提出している委任状から変更が無い場合は提出不要。

3 スケジュール

令和6年7月1日 任意の漁獲量等の報告開始

令和7年4月1日 **TAC管理**ステップ1開始

（随時 各漁協組合員へ周知）

4 Q&A (参考)

① ステップ1とは何か。

→水産庁は、新たな TAC 魚種について通常の TAC 管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、管理導入当初は柔軟な運用とし、段階的に実施するステップアップ管理を導入しています。

ステップ1からは、TAC 報告の義務化、報告状況の確認・情報収集体制の確立、魚種ごとの課題に対する取組が実施されます。都道府県等への目安数量の提示は、ステップ1（1年程度）のあと、ステップ2移行後において想定されています。

② すべての漁獲について報告が必要なのか。

→すべての漁業による漁獲について報告が必要です。

③ 水産課までどのように報告すればよいのか。

→採捕者自身又は、採捕者より委任された所属漁協又は都漁連により
月1回10日までに報告をお願いします。

報告方法は、まさば・ごまさば、まあじと同様です。水揚げ日、漁協ごとの漁獲重量を教えてください。報告実績がない場合は、添付の参考様式を参照してください。

④ 遊漁による採捕があった場合にも報告が必要か。

→遊漁による採捕は、報告の対象とはなりません。

⑤ ひらまさやかんぱちなど、ブリ以外のブリ類場合は報告が必要か。

→**ブリのみが報告対象**です。その他のブリ類については報告の対象外です。
なお、ブリ小型魚（わかし、いなだ、わらさ）は報告の対象です。

ブリを漁獲する皆様へ



令和7年4月からの

ブリのTAC管理開始に伴い

漁獲量の報告(TAC報告)が必要

となります

① 報告内容	採捕者、陸揚日、漁獲量
② 報告先	・沿岸漁業者・知事許可漁業者 ⇒ 都道府県庁 ・大臣許可漁業者 ⇒ 水産庁
③ 報告期限	陸揚げした日の翌月10日までが基本（※） （例：7月15日に陸揚げ ⇒ 8月10日が報告期限） （※）報告内容に修正があった場合には、速やかに連絡してください。

- サバ類やマアジ等のTAC報告と同じ方法です
- 採捕者による報告が義務づけられます
（報告は所属漁協等に委任することも可能です）
- 令和6年7月から、任意の漁獲報告の開始が可能となりますので、御協力をお願いいたします。

注意事項



・養殖用種苗（モジャコ）もTAC報告の対象となります

【お問合せ先】 水産庁漁獲監理官資源管理推進室

TEL : 03-6744-2361

東京都産業労働局農林水産部水産課漁業調整担当

TEL : 03-5000-7208

水産庁の
Webサイト

